

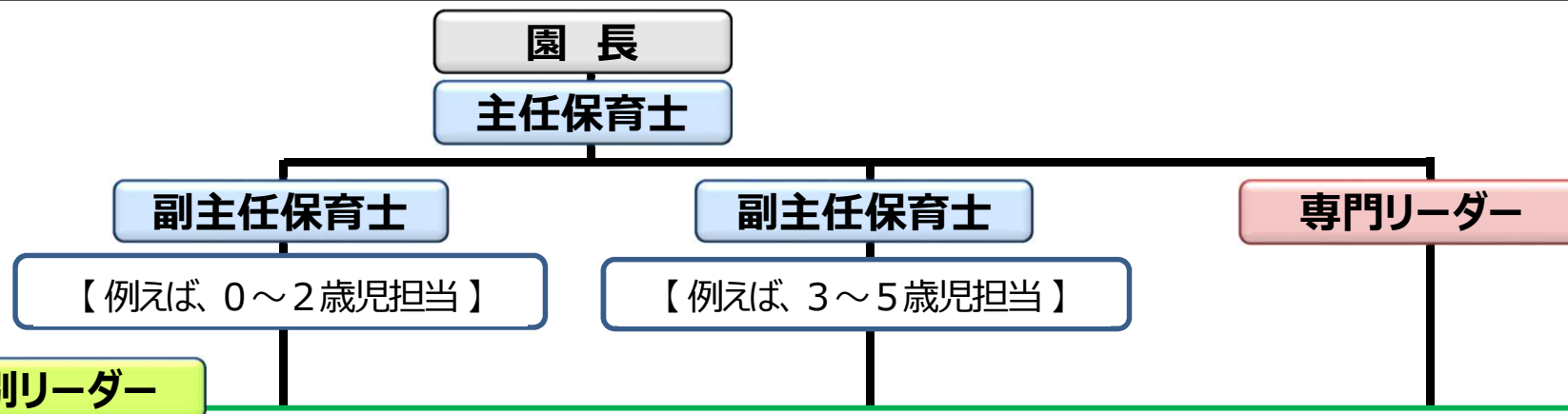
保育士等の技能・経験に応じた処遇改善の運用の見直しについて

- 保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じて**キャリアアップできる組織体制の整備**を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱについて、運用の柔軟化**を図る。

目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

- 例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの**「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)**
(定員規模に応じた人数は、別紙参照)
 - ※ 副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者
 - ※ 専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者
 - 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、**専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)**
※ 職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者
- ⇒ **処遇改善等加算Ⅱの加算要件**は、研修の受講を促進し、**2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指す。**
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、2022年度からの必須化を判断)



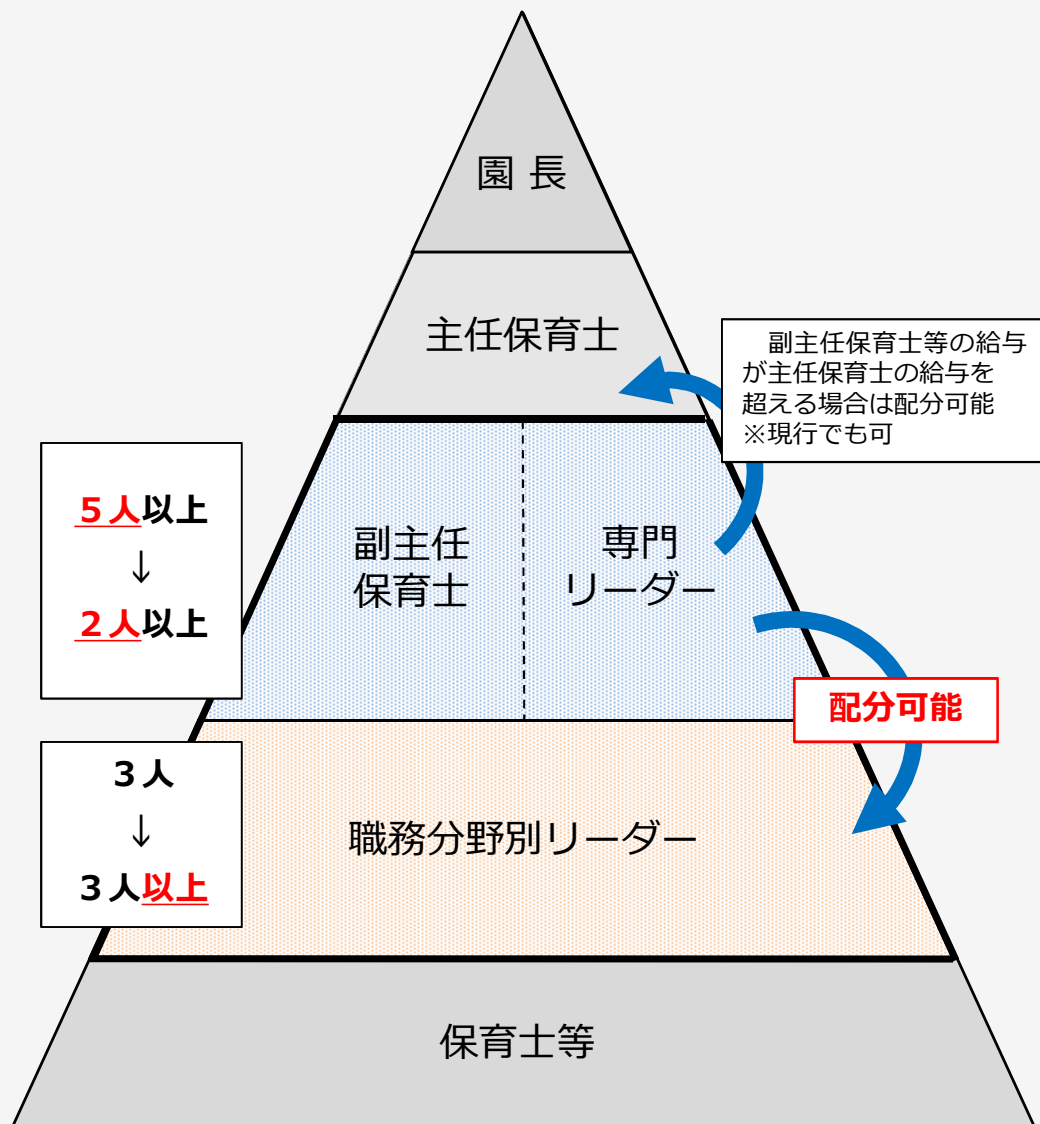
①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直し（案）

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

（配分方法の見直し）



< 副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（4万円×5人） >

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専門リーダーのみに配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

【改善点1】

12万円については、職務分野別リーダーにも配分可能

<職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人） >

3人の職務分野別リーダーに月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに月額5千円以上（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の20%について、同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）

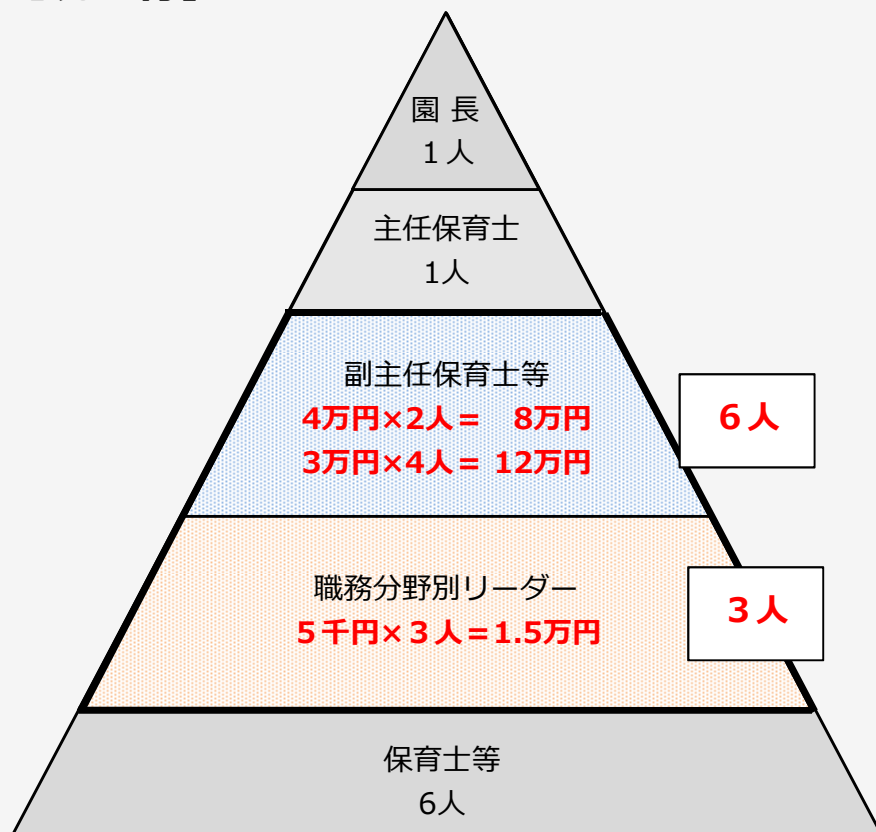
処遇改善等加算Ⅱの運用改善の具体的な例（案）

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>

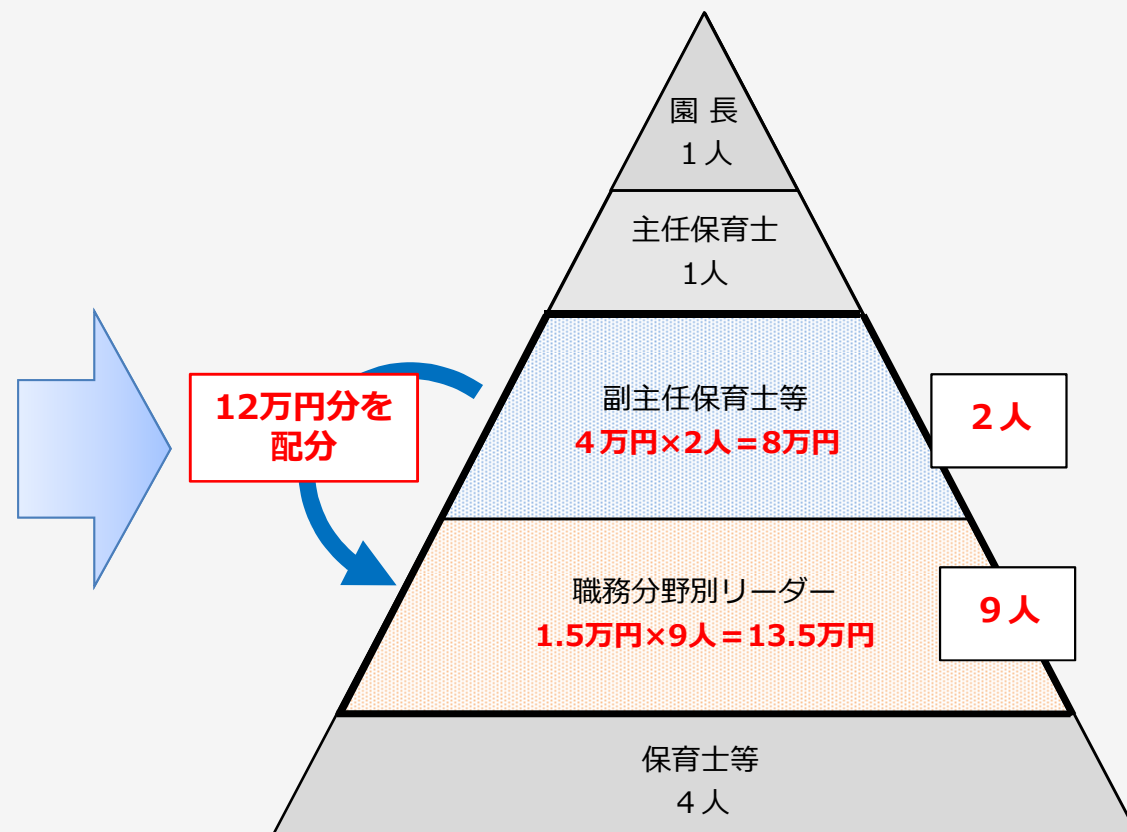
※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

例 若手保育士の多い保育園の場合

【現 行】



【見直し後】



(別紙) 定員規模に応じた処遇改善等加算Ⅱの加算対象者の人数及び配分方法

定員	公定価格上の職員数 (※園長及び主任保育士を含む)	処遇改善等加算Ⅱの対象人数 (及びその額)	必ず4万円の処遇改善が必要な人数	見直し後における副主任保育士等の人数	見直し後における職務分野別リーダー等の人数
30人	9人	4万円 2人 5千円 1人 (計 8万5千円)	2人のうち1人	1人以上	1人以上
60人	14人	4万円 4人 5千円 2人 (計 17万円)	4人のうち2人	2人以上	2人以上
90人	17人	4万円 5人 5千円 3人 (計 21万5千円)	5人のうち2人	2人以上	3人以上
120人	21人	4万円 6人 5千円 4人 (計 26万円)	6人のうち3人	3人以上	4人以上
150人	24人	4万円 7人 5千円 4人 (計 30万円)	7人のうち3人	3人以上	4人以上
180人	28人	4万円 9人 5千円 5人 (計 38万5千円)	9人のうち4人	4人以上	5人以上

※上記の利用児童の年齢構成が平均の場合であり、利用児童の年齢構成により職員数は異なる。